



第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景と趣旨等

わが国における子どもを取り巻く環境は、急速に進む少子化、核家族化、都市部を中心とする 待機児童の増加など、家庭環境や地域における子育てをめぐる環境の著しい変化の中にあり、これらの変化に対応すべく子育て環境の整備が求められています。

そのため、国においては、平成 24 年 8 月、子ども・子育てをめぐる様々な課題を解決するために、「子ども・子育て関連 3 法」を成立させ、これらの法律に基づく「子ども・子育て支援新制度」の開始に当たり、質の高い幼児期の学校教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供を図るために、市町村ごとに「子ども・子育て支援事業計画」を策定することとしました。

また、令和元年 10 月からは、子どもたちに対し生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の機会を保障するとともに、子育て世代の経済的な負担軽減を図ることを目的として幼児教育・保育の無償化が実施されるとともに、共働き家庭等の「小1の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、全ての児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう「新・放課後子ども総合プラン」を策定するなど、子ども・子育てに関する新たな取り組みが進められています。

このような状況の中、南島原市では、平成27年3月に「南島原市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、乳幼児期から小学生とその保護者を対象とした住民のニーズに応える教育・保育事業の体制づくり及び子ども・子育て環境の整備を積極的に進めています。

この度、「南島原市子ども・子育て支援事業計画」が令和元年度に計画期間が満了となることから、新たな計画の策定に向けて、平成30度にニーズ調査を実施し、子どもの現状と将来の動向及び子育て支援策に関する状況の把握、整理を行うとともに、「南島原市子ども・子育て会議」において計画の内容について審議し、令和2年度を初年度とする新たな「第2期南島原市子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。

【「子ども・子育て関連3法」の概要】

子ども・子育て支援法	認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付及び小規模保育等への給付の創設、地域の子ども・子育て支援の充実のための措置を講ずる。
認定こども園法の一部改正法	幼保連携型認定こども園について、単一の施設として認可・指導監査 等を一本化した上で、学校及び児童福祉施設としての法的な位置付け を付与する。
子ども・子育て支援法及び認 定こども園法の一部改正法の 施行に伴う関係法律の整備等 に関する法律	子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、 関連法律の改正を実施する。



2 計画の法的根拠と位置付け

(1)法的位置づけ

この計画は、子ども・子育て支援法第61条第1項に規定する「市町村子ども・子育て支援事業計画(教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画)」として策定したものです。

また、次世代育成支援対策推進法第8条第1項に規定する「次世代育成支援対策の実施に関する計画(市町村行動計画)」の内容を一部引き継いだものです。

加えて、子どもの貧困対策の推進に関する法律第4条の規定に基づいて、本市の状況に応じた子どもの貧困対策の取組に関する計画とします。

策定にあたっては、子ども・子育て支援法に基づく基本指針及び次世代育成支援行動計画 策定指針を踏まえ、県の「子ども・子育て支援事業計画」や、市の上位計画である「南島原 市総合計画」、及び市の各種関連計画との整合性を図っています。

(2)南島原市の計画体系における位置づけ

本計画は「南島原市総合計画」を最上位計画とし、「南島原市地域福祉計画」を上位計画とする子ども・子育て支援分野の個別計画として位置づけられる計画です。

また、「南島原市障害者計画」、「南島原市障害福祉計画・障害児福祉計画」、「南島原市こころと体、口腔の健康づくり、食育推進計画」、「南島原市男女共同参画計画」といった他の個別計画と調和が保たれた計画とします。

3 計画の期間

本計画は、計画期間を令和2年度から令和6年度までの5年間とします。また、目標の達成状況を評価し、中間年度である令和4年度に進捗状況を点検し、必要に応じて見直しを行うものとします。

令和	令和	令和	令和	令和	令和	令和
元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
第1期計画期間		次期計画期間				



4 計画の策定体制

(1) 南島原市子ども・子育て会議における審議

本計画は、「子ども・子育て支援法」第77条の規定に基づく「南島原市子ども・子育て会議」を開催し、市の子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項(本計画に掲げる事項)及び施策の実施状況(計画の進捗管理)について、調査・審議しました。

(2)ニーズ調査の実施

本計画の策定にあたり、市民の子育て支援に関する生活実態や要望等を把握し、計画策定における基礎資料とすることを目的に、就学前児童・就学児童の保護者を対象としたニーズ調査を実施しました。

(3)パブリックコメントの実施

本計画の策定にあたり、住民の意見を反映するため、パブリックコメントを実施しました。

